

新型コロナウイルス感染症を心配される方へ

当院は、感染症指定医療機関ではありません。

以下の【感染が疑われる患者の要件】に該当する場合は、まず、佐賀中部保健福祉事務所 0952-30-3622（平日 8：30～17：15）にご相談ください。その際、保健所より指定された医療機関に受診していただきます。

当院では、平日 13：30～15：00 に呼吸器科医師等で対応させていただきますが、**連絡なしで直接当院にご来院されないよう、ご理解・ご協力のほどよろしく願いいたします。**

【感染が疑われる患者の要件】

- ・発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む）があって、
新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触がある。
- ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があって、
発症前14日以内に湖北省、浙江省に渡航または居住していた。
- ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があって、
発症前14日以内に湖北省、浙江省に渡航または居住していた方と濃厚接触歴がある方。